

# 建設業・関連業・不動産業等の 申請書・届出について、 押印が不要となりました。

令和3年1月1日以降  
改正後の様式で提出をお願いします。

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされているところです。

これを踏まえ、国土交通省が所管する省令において、国民や事業者等に対して押印、署名等を求めている手続について、押印等を不要とするための規定（様式を含む）の見直しが行われました。

つきましては、令和3年1月1日以降に提出する申請書等については、改正後の様式をご確認のうえ提出をお願いいたします。

<お問い合わせ>

〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟  
東北地方整備局 建政部 建設産業課  
TEL 022-225-2171(代)